

処 分 基 準

B-1-1
令和元年9月11日作成

法 令 名 :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 :	第9条
処 分 の 概 要 :	指定団体の指定の取消し
原権者(委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2項(指定の基準) 同第7条(是正又は改善の勧告)
処 分 基 準 :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしている等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部生活安全総務課地域安全対策室 (052-951-1611 内線3036)
備 考 :	